

● 外国出願、出願公開、審査請求

特許出願後は、主に次の業務を行います。

1. 外国出願（出願日から1年以内）

出願日から1年以内であれば、諸外国にも特許出願することができます。愛知学院では発明審査委員会の承認を得た上で、出願日から6カ月以内に（独）科学技術振興機構（以下「JST」という。）の「外国特許出願支援制度」に申請し、採択された発明に限りPCT方式*で外国出願を行います。

※ PCT方式とは？

特許協力条約（PCT）に則って行われる出願で、「PCT出願」とも呼ばれます。この方式で出願すると、特許協力条約に加盟する全ての国に仮出願したものと見なされ、優先日（国内出願した日）から30カ月以内に本出願する国を選ぶこと（これを「国内移行」といいます。）ができます。

この出願のメリットは、①仮出願から本出願まで時間的猶予があるため、余裕をもって翻訳等の準備ができる、②日本国特許庁が国際調査を行うため、出願した発明の特許性を把握でき、以後の判断材料となり得る、等が挙げられます。

2. 出願公開（出願日から1年6カ月）

出願日から1年6カ月が経つと、出願内容が「公開特許公報」に掲載され世間一般に公開されます。愛知学院として、特に行うことはありません。

3. 審査請求（出願日から3年以内）

出願日から3年以内に特許庁へ審査請求を行う必要があります。発明審査委員会で審査請求を行うか否か審議し、承認された場合は弁理士を通じて審査請求を行います。（審査請求しない場合は「みなし取下げ」と見なされ、権利化されることはありません。）